

「インサージェント」の目

食品表示について

相変わらず食品に関する不祥事が続いている。一連の食品偽装騒動は一応落ち着いた様相を呈しているが、現在は中国産ギョウザの農薬混入事件が世間をにぎわしている。

食品偽装事件は本来あるべき姿（食品表示）を結果的に偽装した事件である。

今回、食品表示について考えてみたい。

1. 食品表示とは

食品表示の最も基本的なものは『食品成分表』で、我が国において常用されている食品について標準的な成分値を収載したものである。

一般的な食品表示とは、消費者にとってのすべての飲食物品の品質を、判断し選択する上でなくてはならない品質表示基準である。

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使

用したりする上で重要な情報源となっている。

また、その食品がいつ、どこで、だれによって作られたか、その内容にどのようなものが含まれているか等は、消費者等その食品を使用する者にとって、重要な関心事であるばかりでなく、食品についての責任の所在を明確にし、飲食に起因する事故防止のために重要なことである。

2. 食品表示に関する法律

食品表示は複雑で分かりにくいという声を良く聞く。それは食品表示を規定する法律が複数あり、夫々が食品表示の基準を定めており、その基準に合う食品表示をするように義務づけられているからである。

食品表示は理解しやすい用語で正確に、消費者が容易に表示の内容について確認できるように行われなければならない。また、その表示が消費者に誤認されないよう

注意しなければならない。

食品表示に関する法律

法律等の名称	部門	表示等の主旨
食品衛生法	厚生労働省	飲食による衛生上の危害発生の防止
JAS法	農林水産省	原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する
景品表示法	公正取引委員会	虚偽、誇大な表示の禁止
計量法	経済産業省	適正な計量の確保、内容量等の表示
健康増進法	厚生労働省	健康及び体力の維持向上 健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等の禁止

3. 食品衛生法による食品表示基準

食品衛生法は、食品の安全を確保する観点から、食品一般の容器包装された加工食品等の表示基準を定め、また虚偽・誇大表示や広告、添付文書の規制も定め、さらに遺伝子組み換え表示や、アレルギーに関する表示についても定めている。

4. JAS法による品質表示基準

日本農林規格 Japan Agricultural Standards の頭文字で『農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律』の制度をあらわす。

従来、特定品目に限定されていた品質表示基準が、平成12年の改正JAS法により、対象が生鮮食品、加工食品全般に拡大された。

1) 生鮮食品品質表示基準

生鮮食品の共通表示事項は、名称、原産地（包装されている場合は、内容量、販売業者氏名住所を

記入)である。

① 農産物

原産地は、国産品は都道府県名(市町村名その他一般に知られていない地名可)である。

輸入品は、原産国名(一般に知られていない地名可)である。

② 畜産物

原産地は、国産品は「国産」(主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られていない地名可)で、輸入品は、原産国名(一般に知られている地名は不可)である。

③ 水産物

原産地は、国産品は水域名又は地域名(養殖場の属する都道府県名)で、水域名困難の場合は、水揚げ港名又は都道府県名となり、輸入品は原産国名(水域名の併記可)である。

* 解凍物、養殖物にあつては、その旨の表示が必要である。

④ 表示の方法

小売販売業者は容器包装の見やすい箇所又は、製品に近接した場所に表示する。

卸、中卸等の流通業者は、容器包装への表示のほか、送り状や納品書等に表示してもよい。

2) 加工食品品質表示基準

製造又は加工された食品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の共通表示事項は、次のとおりである。

但し、飲食料品を製造・加工し、一般消費者に直接販売する場合又は、飲食店等で直接飲食させる場合は対象外となる。

① 名称…一般的な名称を記載。品名・種類別等である。

② 原材料名…食品添加物以外の原材料は、重量順に一般的な名称で記載する。食品添加物は、重量順に食品衛生法に従い記載する。

③ 内容量…固形物に充填液分を加える場合は固形量等と表示する。

④ 賞味期限…品質が急速に変化する場合は消費期限を記載する。

⑤ 保存方法…温度等、常温保存の場合は省略できる。

⑥ 製造業者等氏名及び住所…加工者・販売者氏名住所でもよい(輸入品にあつては、輸入業者名とする)。

* 輸入品にあつては、「原産国名」を記入する。

⑦ 表示の方法

容器又は包装の見やすい箇所に表示する。

⑧ 様式

次のように枠で囲い、順番に一括表示する。分割表示してもよい。

表示名

- 名称
- 原材料名
- 原料原産地名
- 内容量
- 固形量
- 内容総量
- 賞味期限
- 保存方法
- 原産国名
- 製造者

5. 食品の期限表示について

全ての加工食品には、賞味期限又は消費期限のどちらかの期限表示が表示されている。(一部の食品を除く)

1) 賞味期限 Best-before

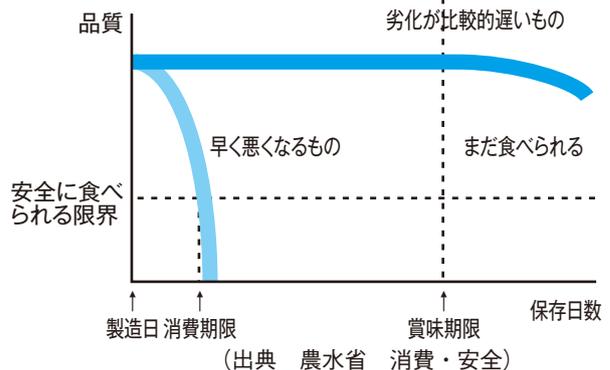
おいしく食べることができ期限でこの期限を過ぎても、すぐ食べられないということではない。定められた方法により保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。

ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるといえる

2) 消費期限 Use-by date

製造日から概ね5日以内の期限

賞味期限と消費期限のイメージ



で、これを過ぎたら食べない方が安全である。定められた方法により保存した場合に、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

食品偽装の多くは食品に付けられた表示内容を偽ったもので、今のところ人の命にかかわる影響は少ないが、その可能性は多分にある。食品関連事業者は、食品表示に関して、今迄以上細心の注意を払うべきである。

(中小企業診断士 布施光義)